

令和7年1月19日

社会福祉法人はあとの会

理事長 森岡 和彦 様

京都市長 松井 孝治
（担当 保健福祉局保健福祉部
監査指導課 222-3553）

令和7年度京都市社会福祉法人指導監査の実施結果について（通知）

標記の件について、令和7年10月15日に貴法人に対する指導監査を実施した結果、是正又は改善について、文書により指摘する事項は認められませんでした。

なお、今回の指導監査の際に口頭で指摘した事項及び助言した事項について、所要の措置を講じるとともに、適正な法人運営に向けて今後一層努力していただきますようお願いします。

また、本通知における根拠法令等の略称は、別紙を参照してください。

(参考)

(社会福祉法人名)

社会福祉法人はあとの会

参考として、口頭指摘事項及び助言事項をお知らせします。

なお、複数年度連続の指摘項目は、_____で表しています。

(口頭指摘事項)

(法人運営)

- 1 評議員のうちに欠席が続いている者が見受けられたので、出席できるよう評議員会の開催日の日程調整を十分に行うなど、出席を促すこと。

(審査基準第3の1の(3))

(助言事項)

(法人運営)

- 1 理事会の招集通知は、1週間前（中7日間）までに通知すること。

理事会の日の1週間前（中7日間）までに通知することができないときは、招集の手続（招集通知）の省略について、理事及び監事全員の同意を得たうえで開催すること。

なお、同意については、議事録に同意があった旨を記載する、同意書の提出を求めるなど、書面又は電磁的記録（電子メール等）による何らかの形で保存するようにしておくこと。

- 2 評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会の議事録は、議案資料や報告資料を議事録と共に袋綴じで添付するなど、審議された議題や報告された事項の内容が明確になるようにして保管すること。

なお、上記の口頭指摘事項及び助言事項については、文書による是正又は改善状況の報告は不要です。

(以上)

(別紙)

本通知における根拠法令等の略称は、以下のとおりです。

令 : 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

規則 : 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

認可通知 : 「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

審査基準 : 認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」

審査要領 : 「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局企画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

徹底通知 : 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

入札通知 : 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）

会計省令 : 社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

運用上の取扱い : 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

留意事項 : 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障企発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

定款 : 貴法人定款

経理規程 : 貴法人経理規程